

○龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金交付要綱

令和5年5月30日

告示第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚生活をスタートする若者を経済的に支援することで、若者の活躍支援及び龍ヶ崎市（以下「市」という。）の定住人口の獲得に繋げ、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 令和5年1月1日以後に戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく婚姻の届出を行った者又は外国の公的機関若しくは地方自治体が発行した公的証明書により婚姻と同様の事情になったと市長が認める者であって、第5条第1項の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）においても当該状態を継続しているものであること。
- (2) 婚姻をした日又は婚姻と同様の事情になったと市長が認める日（以下「婚姻日」という。）において、対象者及びその配偶者又は配偶者と同様の事情にある者（以下「対象者等」という。）のいずれかが30歳未満であること。
- (3) 申請日において、対象者等いずれもが3月以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市に住民登録を行っており、当該住民登録を行っている住所を生活の本拠としていること。ただし、対象者等のいずれかが単身赴任等の理由により市外に住民登録又は生活の本拠がある場合は、この限りでない。
- (4) 申請日において、対象者等が同居していること。ただし、対象者等のいずれかが単身赴任等の理由により市外に住民登録又は生活の本拠がある場合は、この限りでない。

- (5) 対象者が申請日から起算して2年以上市に居住する意思を有していること。
- (6) 申請日において、対象者等のいずれも市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 対象者等のいずれも暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- (8) 外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (9) 対象者等のいずれも過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、5万円とする。ただし、対象者等が婚姻日から申請日までに市内で商品の購入及び役務の提供の対価として支払った額（以下「加算額」という。）を加算するものとし、当該加算額は5万円を限度とする。

(加算額の対象とならない商品及び役務の提供)

第4条 次の各号に掲げる商品及び役務の提供については、加算額の対象としない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍の謄本又は外国の公的機関若しくは地方自治体が発行した婚姻と同様の事情になったことが分かる公的証明書の写し
- (2) 住民票の謄本（続柄が記載されたものに限る。）の写し
- (3) 対象経費内訳一覧（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、婚姻日から起算して2年及び次条に規定する交付決定を受ける年度の3月15日までに行わなければならない。ただし、その日が市の休日（龍ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年龍ヶ崎市条例第25号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）である場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日とする。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者が正当な理由なく申請日から起算して2年未満の期間に市から転出したとき、又は居住を中止したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、直ちに

当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。